

○小美玉市動物愛護支援活動補助金交付要綱

平成 27 年 3 月 4 日
告示第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、犬及び猫の無秩序な繁殖を抑制することにより、周囲に対する危害及び迷惑を防止し、並びに動物の愛護及び管理に関する意識の高揚を図るため、犬又は猫の避妊又は去勢手術を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、小美玉市補助金等交付規則(平成 18 年小美玉市規則第 41 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犬 狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 4 条の規定による登録及び同法第 5 条の規定による予防注射を受け、かつ、獣医師により手術を行うことが適当であると認められた犬をいう。
- (2) 猫 獣医師により手術を行うことが適当であると認められた猫をいう。
- (3) 避妊手術 生殖能力を永久に喪失させるための卵巣摘出手術又は卵巣子宮摘出手術をいう。
- (4) 去勢手術 生殖能力を永久に喪失させるための辜丸摘出手術をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し、前条の犬又は猫を飼育する者又はその者が属する世帯の世帯主(以下「補助対象者」という。)とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 避妊手術 1 頭(匹)当たり 4,000 円
- (2) 去勢手術 1 頭(匹)当たり 3,000 円

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、小美玉市動物愛護支援活動補助金交付申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、小美玉市動物愛護支援活動補助金交付決定(却下)通知書(様式第 2 号)により、補助対象者に通知するものとする。

(中止の届出)

第 7 条 前条の規定により交付決定を受けた補助対象者は、犬又は猫の避妊又は去勢手術を中止したときは、小美玉市動物愛護支援活動補助金中止届(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、第6条の規定により交付決定を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 前条の届出書が提出されたとき。
- (3) この告示に違反したとき。
- (4) その他補助金の交付が不相当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、小美玉市動物愛護活動支援補助金取消通知書(様式第4号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 補助対象者は、犬又は猫の避妊又は去勢手術を行ったときは、当該手術を行った日から起算して30日を経過した日又は当該補助年度の末日のいずれか早い日までに小美玉市動物愛護活動支援補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 小美玉市動物愛護活動支援補助金請求書(様式第6号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、当該補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。